

〇〇〇部総合計画検討会議設置基準

制定 平成23年〇月〇〇日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第8条の規定に基づき、〇〇〇部総合計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討会議の構成)

第2条 検討会議は、〇〇〇部の総合計画に関する職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として設置する。

2 検討会議の構成員は別表1の職員をもって組織する。

(議長、副議長)

第3条 検討会議に議長及び副議長を置き、議長には部長をもって充て、副議長には次長をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に検討会議構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 検討会議は、〇〇〇部の総合計画に関する職場の意見集約、検討の場として、各室単位にワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームにチームリーダーを置き、各室長をもって充てる。

3 チームリーダーは、集約された職場意見等を検討会議に報告、調整をする。

4 チームリーダーは、検討会議の結果を吹田市総合計画策定委員会作業部に報告する。

(ワーキングチームの構成)

第6条 ワーキングチームの構成は、別表2をもって組織する。

(庶務)

第7条 ○○部検討会議の庶務は、○○室において処理する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、○○部検討会議の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この基準は、平成23年○月○○日から施行する。

